

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 福祉部障害福祉課障害者施設担当

問合せ先 03 - 5803 - 1285

1 補助金の名称等

8年度調査

補助金の名称	旧アカデミー向丘跡地活用障害者福祉施設整備費補助金						
根拠規定等	(仮称)旧アカデミー向丘跡地活用障害者福祉施設整備費補助金交付要綱						
創設年月	令和	8	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	終了予定年月
見直し年月	令和		年		月	経過年数 〔自動計算〕	
見直しの内容							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号	
	5民生費	3心身障害者福祉費	1心身障害者福祉事業費	32障害者グループホーム等整備費補助	1障害者グループホーム等整備費補助	58	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的	旧文京区立アカデミー向丘跡地における障害者福祉施設の整備に要する費用を事業者に対して補助することにより、障害者福祉施設の整備を促進し、もって障害者福祉の向上に資することを目的とする。					
補助事業等の内容	障害者福祉施設の整備事業					
補助対象経費の内容	創設による障害者福祉施設の整備に必要な工事請負費					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 社会福祉法人文京槐の会					
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 (生活介護、グループホーム:9/10、短期保護等:10/10) } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }					
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 補助限度額:①グループホーム 120,000千円、②生活介護 100,000千円、③短期保護等 105,066千円					
公募の状況	本事業者の障害者施設の移転に併せた機能拡充を図る提案を本事業者より受け、活用を決定した。					
実績報告書時における 使途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区 10/10	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有)	上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	グループホーム等の障害者福祉施設の整備は、障害当事者及びその家族から強く望まれている。
	「文の京」総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	当該補助制度により、整備した障害者施設の安定的な運営に寄与することができる。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	施設整備費は事業者の負担となっており、区が補助することにより負担軽減となる。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	事業者の経済的負担が過大になれば、事業継続にも影響する。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	事業者からの提案等を検討して区有地活用を決定した事業者である。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	事業者からの提案等を検討して区有地活用を決定した事業者である。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	事業者の経済的負担の軽減のため、補助金が有効である。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	障害者福祉施設が整備されることにより、障害者が長期的に利用できる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	障害者福祉施設が整備されることにより、障害者が長期的に利用できる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	抵触していない。
	事業の内容が補助目的と合致しているか	○	障害者施設整備費を補助することにより障害者(児)福祉の向上に資するものである。
	会計処理や補助金の使途が適正か	○	申請者から提出される工事契約書の写し等のチェックにより使途を確認できる。

4 交付実績

(件、千円)

項目	8年度(予算)			
交付(見込み)件数	1			
決算(予算)額	308,813			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	308,813			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

障害者福祉施設整備に要する経費が増大した場合、区の補助額を追加するかどうかの判断が必要になる。